



岐阜市議会議員 各位

平成 29 年 8 月 17 日

下記のとおり、記者発表をしますので、事前にご報告します。

タイトル

市営駐車場における駐車料金の過徴収について

岐阜市駅西駐車場において、障がいのある方への駐車場料金を過徴収しておりましたので、その経緯等について下記のとおりご報告します。

記

1 経緯

平成 29 年度から金公園地下駐車場の指定管理を行う、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社より、平成 29 年 8 月 16 日に障がいのある方への駐車料金の減免（半額）措置における「10 円未満の端数処理」について問合せがあった。

担当課において、岐阜市駐車場条例施行規則を確認したところ、駅西駐車場において、過徴収していたことが判明した。

2 原因等

- ・精算機のプログラム設定ミスにより、10 円未満の端数を切り捨てるべきところ、切り上げて駐車料金を徴収していたため。
- ・過徴収期間：平成 13 年 12 月 1 日から平成 29 年 8 月 15 日まで（約 15 年 8 ヶ月間）
- ・過徴収金額：約 200,000 円（平成 28 年度：約 13,200 円/年）
- ・過徴収件数：約 20,000 件（平成 28 年度：約 1,320 件/年）

3 対応

- ・申し出られた方へは、領収証等の確認により、過徴収分を返還する。
- ・精算機のプログラム改修を早急に行うとともに、改修が完了するまで、係員が直接対応する。

問合せ先・連絡先

所属・担当課	担当者	連絡先
都市建設部都市計画課	課長 島邊 但之	058-265-4141（内線 5354）